



平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会社名 三井造船株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 孝雄
コード番号 7003、東証第一部
問合せ先 執行役員 経営企画部長 香西 勇治
(TEL 03-3544-3070)

会社分割による持株会社体制への移行に伴う分割準備会社設立、吸収分割契約締結及び定款の変更（商号変更及び事業目的の一部変更）に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 3 月 30 日付で、平成 30 年 4 月 1 日を目処に会社分割の方式により持株会社体制へ移行すべく、その準備を開始する旨を公表しております。当社は、本日開催の取締役会において、①当社が 100% 出資する子会社 3 社を平成 30 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日とする会社分割（吸収分割）のための分割準備会社として設立すること（以下、各会社を個別に又は総称して「分割準備会社」又は「承継会社」といいます。）、及び②分割準備会社に対して当社の「船舶・艦艇事業」、「機械・システム事業」、及び「エンジニアリング事業」をそれぞれ承継させるために、分割準備会社との間で吸収分割契約を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします（以下、これらの会社分割を「本件吸収分割」といいます。）。

本件吸収分割後の当社は、平成 30 年 4 月 1 日付（予定）で商号を株式会社三井 E&S ホールディングスに変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件吸収分割及び定款変更（商号及び事業目的の一部変更）につきましては、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の定時株主総会による所定の決議及び関係官庁の許認可等が得られることを条件としております。

また、本件吸収分割は、当社の 100%出資子会社への吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社は、船舶、海洋、機械、プラント、社会インフラ、その他 IT・サービス関連等広範囲の事業分野において培った複合技術とグローバルな事業活動で積み重ねた経験を基に、社会や人々からの期待に応え信頼を高めることを経営の基本方針としております。

当社は、平成 28 年 2 月に発表した、当社が目指す将来像や方向性、今後の 10 年間にわたる会社のあり方を示す長期ビジョン「MES Group 2025 Vision」の達成に向けたファーストステップとして、平成 29 年 2 月 7 日に「2017 年度中期経営計画」を策定、公表しております。その中で、「環境・エネルギー」「海上物流・輸送」「社会・産業インフラ」の 3 事業領域に注力し、グループ総合力の発揮による利益率の向上と収

益安定化を目指していく旨を記載しておりますが、そのためには「2017 年度中期経営計画」にも記載しておりますとおり、「経営基盤の深化」と「グループ経営の深化」を進めていく必要があると考えております。

当社を取り巻く事業環境は、原油価格の変動、大型プラント投資の回復速度の鈍化、為替変動（米国の為替政策転換リスク）、商船市場の需要回復の遅れに加え、中国・韓国といった新興国の競合造船会社勢による技術面を含めた急速なキャッチアップ等の大きな変化の時期を迎えている一方、新興国を中心としたエネルギー需要の増加や環境・省エネ志向の高まりを背景に事業拡大の機会も大きくなっております。このような事業環境下において、グループ経営の深化を加速させるために、当社の船舶・艦艇事業、機械・システム事業及びエンジニアリング事業をそれぞれ事業会社として分社化し、持株会社体制へ移行することにいたしました。

持株会社体制に移行することにより、分社化された各事業会社は、業務執行権限・責任を大幅に移譲され、事業独立性と経営責任が明確になります。これにより、各事業会社は、戦略立案・実行スピードの向上、外部環境の変化に伴う柔軟な戦略変更、他社との M&A（業務提携を含みます。）等の大胆な戦略実行及び選択と集中の促進による一層の企業価値の向上に取り組んでまいります。

一方、当社は、純粋持株会社として、事業独立性が強くなった各事業会社及びグループ内各社との連携体制の強化、グループ全体の経営計画策定等の戦略立案を通じたグループ各社の有機的な一体感の醸成及び当社が「MES Group 2025 Vision」で成長領域としている 3 事業領域への経営資源の集中により、グループ企業価値の向上に取り組んでまいります。

2. 持株会社体制への移行の要旨

(1) 本件吸収分割の日程

分割準備会社設立及び吸収分割契約承認取締役会（当社）	平成 29 年 5 月 22 日
分割準備会社の設立	平成 29 年 5 月 22 日
吸収分割契約承認取締役決定（分割準備会社）	平成 29 年 5 月 22 日
吸収分割契約締結（当社及び分割準備会社）	平成 29 年 5 月 22 日
吸収分割契約承認定時株主総会（当社）	平成 29 年 6 月 28 日（予定）
吸収分割効力発生日	平成 30 年 4 月 1 日（予定）

（注）承継会社は、効力発生日の前日までに、臨時株主総会を開催し、吸収分割契約の承認を得る予定です。

(2) 本件吸収分割の方式

当社を吸収分割会社（以下「分割会社」といいます。）とし、当社 100%出資の分割準備会社（MES 船舶・艦艇事業分割準備株式会社、MES 機械・システム事業分割準備株式会社、MES エンジニアリング事業分割準備株式会社）をそれぞれ吸収分割承継会社とする分社型の吸収分割により行います。

(3) 本件吸収分割に係る割当ての内容

本件吸収分割に際し、承継会社は、承継する事業に関する権利義務の対価として、それぞれ次に定める数の普通株式を発行し、その全部を当社に割当交付いたします。

承継会社	普通株式の数
MES 船舶・艦艇事業分割準備株式会社	49,800 株
MES 機械・システム事業分割準備株式会社	49,800 株
MES エンジニアリング事業分割準備株式会社	49,800 株

(4) 本件吸収分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い
該当事項はありません。

(5) 本件吸収分割により増減する資本金
本件吸収分割に伴う分割会社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務
本件吸収分割により、承継会社は、それぞれ、吸収分割契約に別段の定めのあるものを除き、効力発生日において当社に属する船舶・艦艇事業、機械・システム事業、エンジニアリング事業に関するそれぞれの資産、負債、契約上の地位その他の権利義務を承継いたします。
なお、各承継会社が承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み
本件吸収分割後、当社及び承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本件吸収分割後の収益見込みについても、当社及び承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。以上より、本件吸収分割後において当社及び承継会社が負担すべき債務につき履行の見込みに問題はないと判断しております。

3. 本件吸収分割の当事会社の概要

	分割会社 平成 29 年 3 月 31 日現在	承継会社 (船舶・艦艇事業) 平成 29 年 5 月 22 日設立時現在
(1) 名称	三井造船株式会社	MES 船舶・艦艇事業分割準備株式会社
(2) 所在地	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 田中 孝雄	代表取締役社長 古賀 哲郎
(4) 事業内容	船舶、各種機械、プラント等の設計、製造、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務等	船舶等の設計、建造、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務等
(5) 資本金	44,384 百万円	10 百万円
(6) 設立年月日	昭和 12 年 7 月 31 日	平成 29 年 5 月 22 日
(7) 発行済株式数	830,987,176 株	200 株
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日
(9) 大株主及び 持分比率	日本マスタートラスト信託 銀行株式会社 (信託口) 5.17% 日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託 口) 4.10%	三井造船株式会社 100%

	日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社（信託口 3.38% 9） 三井物産 3.68% 百十四銀行 3.06%	
(10) 直前事業年度の財政状況及び経営成績（平成29年3月期）		
	連結	単体
純 資 産	367,608 百万円	10 百万円
総 資 産	1,096,735 百万円	10 百万円
1 株 当 たり 純 資 産	309.78 円	5 万円
売 上 高	731,464 百万円	—
営 業 利 益	8,304 百万円	—
経 常 利 益	14,859 百万円	—
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	12,194 百万円	—
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	15.09 円	—

	承継会社（機械・システム事業） 平成29年5月22日設立時現在	承継会社（エンジニアリング事業） 平成29年5月22日設立時現在
(1) 名称	MES 機械・システム事業分割準備株式会社	MES エンジニアリング事業分割準備株式会社
(2) 所在地	東京都中央区築地五丁目6番4号	東京都中央区築地五丁目6番4号
(3) 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 岡 良一	代表取締役社長 仁保 信介
(4) 事業内容	各種機械、プラント等の設計、製造、 エンジニアリング、建設・据付、修 理・保守業務等	各種機械、プラント等の設計、調 達、エンジニアリング、建設・据 付、修理・保守業務等
(5) 資本金	10 百万円	10 百万円
(6) 設立年月日	平成29年5月22日	平成29年5月22日
(7) 発行済株式数	200 株	200 株
(8) 決算期	3月31日	3月31日
(9) 大株主及び 持分比率	三井造船株式会社 100%	三井造船株式会社 100%
(10) 直前事業年度の財政状況及び経営成績（平成29年3月期）		
	単体	単体
純 資 産	10 百万円	10 百万円
総 資 産	10 百万円	10 百万円
1 株 当 たり 純 資 産	5 万円	5 万円
売 上 高	—	—

営業利益	—	—
経常利益	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—
1株当たり当期純利益	—	—

(注) 承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ表記しております。

4. 分割する部門の事業概要

(1) 分割する部門の事業内容

承継会社	分割する部門の事業内容
MES 船舶・艦艇事業分割準備株式会社	船舶・艦艇事業
MES 機械・システム事業分割準備株式会社	機械・システム事業
MES エンジニアリング事業分割準備株式会社	エンジニアリング事業

(2) 分割する部門の経営成績（平成 29 年 3 月期）

① 船舶・艦艇事業

	船舶・艦艇事業 (a)	当社実績（単体） (b)	比率 (a/b)
売上高	87,264 百万円	266,550 百万円	32.7%
営業利益	127 百万円	14,900 百万円	0.9%

② 機械・システム事業

	機械・システム事業 (a)	当社実績（単体） (b)	比率 (a/b)
売上高	130,512 百万円	266,550 百万円	49.0%
営業利益	11,136 百万円	14,900 百万円	74.7%

③ エンジニアリング事業

	エンジニアリング事業 (a)	当社実績（単体） (b)	比率 (a/b)
売上高	45,769 百万円	266,550 百万円	17.2%
営業利益	3,532 百万円	14,900 百万円	23.7%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額（平成 29 年 3 月 31 日現在）

① 船舶・艦艇事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	45,895 百万円	流動負債	40,771 百万円
固定資産	36,719 百万円	固定負債	1,188 百万円
合計	82,614 百万円	合計	41,960 百万円

② 機械・システム事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	73,230 百万円	流動負債	53,033 百万円
固定資産	32,863 百万円	固定負債	2,774 百万円
合計	106,093 百万円	合計	55,807 百万円

③ エンジニアリング事業

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	25,965 百万円	流動負債	14,755 百万円
固定資産	9,449 百万円	固定負債	46 百万円
合計	35,415 百万円	合計	14,802 百万円

(注) 上記金額は平成 29 年 3 月 31 日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

5. 本件吸収分割後の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在 (予定))

	分割会社	承継会社 (船舶・艦艇事業)
(1) 名称	株式会社三井 E&S ホールディングス ※平成 30 年 4 月 1 日付で、「三井造船株式会社」より商号変更予定	MES 船舶・艦艇事業分割準備株式会社 ※平成 30 年 4 月 1 日付で商号変更予定
(2) 所在地	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 田中 孝雄	代表取締役社長 古賀 哲郎
(4) 事業内容	グループ会社の経営管理等	船舶等の設計、製建造、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務等
(5) 資本金	44,384 百万円	2,000 百万円
(6) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日

	承継会社 (機械・システム事業)	承継会社 (エンジニアリング事業)
(1) 名称	MES 機械・システム事業分割準備株式会社 ※平成 30 年 4 月 1 日付で商号変更予定	MES エンジニアリング事業分割準備株式会社 ※平成 30 年 4 月 1 日付で商号変更予定
(2) 所在地	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号	東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 岡 良一	代表取締役社長 仁保 信介
(4) 事業内容	各種機械、プラント等の設計、製造、エンジニアリング、建設・据	各種機械、プラント等の設計、調達、エンジニアリング、建設・据

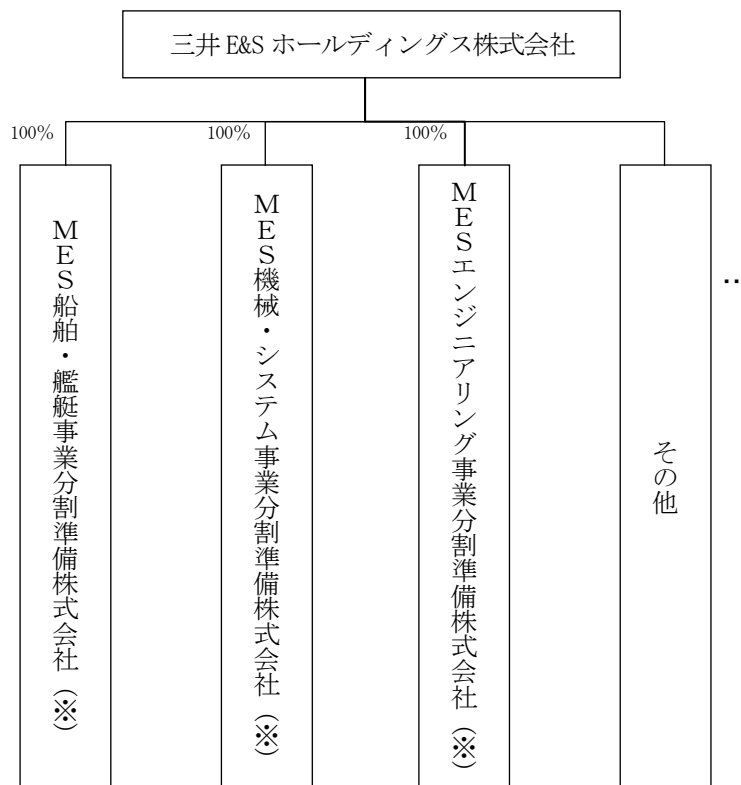
	付、修理・保守業務等	付、修理・保守業務等
(5) 資本金	2,000 百万円	2,000 百万円
(6) 決算期	3月31日	3月31日

(注) 各承継会社の変更後の商号は未定です。

6. 今後の見通し

承継会社は当社の100%子会社であるため、本件吸収分割が当社の連結業績に与える影響は軽微です。また、当社の単体業績につきましては、本件吸収分割後、当社は持株会社となるため、当社の収入は関係会社からの配当収入、経営指導料収入が中心となり、また費用は持株会社としてのグループ会社の経営管理を行う機能に係るものが中心となる予定です。

7. 持株会社体制移行後のグループ体制（イメージ）



(※) 平成30年4月1日付で商号変更予定

(参考) 当期連結業績予想（平成29年4月28日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
当期連結業績予想 (平成30年3月期)	700,000	16,000	22,000	7,000
前期連結実績 (平成29年3月期)	731,464	8,304	14,859	12,194

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号を株式会社三井 E&S ホールディングスに変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。なお、本定款変更は、本件吸収分割の効力発生を条件として、本件吸収分割の効力発生日（平成 30 年 4 月 1 日予定）に効力が生じるものとします。

2. 定款変更の内容

(下線部が変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 1 条 (商号)</p> <p>当社は<u>三井造船株式会社</u>と称し、英文では <u>Mitsui Engineering & Shipbuilding Co., Ltd.</u> と表示する。</p>	<p>第 1 条 (商号)</p> <p>当社は株式会社三井E&Sホールディングスと称し、英文では <u>Mitsui E&S Holdings Co., Ltd.</u> と表示する。</p>
<p>第 2 条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>船舶、艦艇およびホーバークラフトの設計、建造、修理ならびに解体</u></p> <p>2. <u>海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>3. (条文省略)</p> <p>4. <u>化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>5. <u>原子力産業用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>6. <u>公害防止用および環境改善用機械、装置および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>7. (条文省略)</p> <p>8. <u>クレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>9. <u>建設用および資源開発用機械、装置の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>10. <u>航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれらの関連</u></p>	<p>第 2 条 (目的)</p> <p>1. <u>当社は次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>船舶、艦艇、エアクッション艇およびこれらに関連する機器、装置、部材の設計、製作、建造、据付、改造、修理、調達、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および解体</u></p> <p>(2) <u>海上作業台その他の海洋構造物の設計、製作、据付、修理、運営、操業、保守、管理、販売、賃貸借および技術の提供</u></p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) <u>化学工業用およびその他の各種産業用プラント、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>(5) <u>原子力産業用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>(6) <u>公害防止用および環境改善用機械、装置、部材および付属施設の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) <u>自動車その他の各種車両ならびにクレーン、車両その他の運搬用および荷役用機械、装置、部材の設計、製作、据付、整備、修理、加工、賃貸借ならびに販売</u></p> <p>(9) <u>建設用および資源開発用機械、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理</u></p> <p>(10) <u>航空機、宇宙機器、飛しょう体およびこれら</u></p>

設備、機器の設計、製作、据付ならびに修理	の関連設備、機器、装置、部材の設計、製作、据付ならびに修理
11. 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器の設計、製作、据付ならびに修理	(11) 通信機器、事務用機器、検査・計測機器、分離・精製機器、医療用具・機器、制御機器、ロボットおよびこれらの関連機器、部材の開発、設計、製作、据付、修理、加工ならびに販売
12. 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、炭素その他の素材の製造ならびにその製造・加工装置の設計、製作、据付ならびに修理	(12) 鋳鍛造品、セラミックス、シリコン、シリコンデバイス、炭素、ハニカム、サンドイッチ構造材料その他の素材の製造、販売ならびにその製造・加工装置、部材、金型、木型の設計、製作、据付ならびに修理
13. (条文省略)	(13) (現行どおり)
14. 土木・建築工事の請負および土木・建築物の設計、工事監理	(14) 土木、建築、測量工事等の請負、施工および土木・建築物の設計、工事監理
15. 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産の仲介、管理、鑑定	(15) 宅地造成、住宅建築の設計、施工、監理ならびに不動産およびこれに付帯する各種設備、装置の所有、賃貸借、売買、仲介、斡旋、管理、鑑定
16. (条文省略)	(16) (現行どおり)
17. 研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、宿泊施設、飲食店、自動車教習所、駐車場の建設、管理、運営	(17) 寮、社宅、食堂、理髪店その他企業等の厚生施設、ビル、研修・医療・スポーツ施設、遊園地等のレジャー施設、薬局、ホテル・宿泊施設、飲食店、ホームセンター、園芸店、ガソリンスタンド、自動車教習所、カルチャースクール、スポーツクラブ、駐車場の建設、賃貸借、管理、企画、運営
18. 農畜水産物、飲食料品、工業薬品、医薬品、書籍、スポーツ用品、飼料、燃料の販売	(18) 農畜水産物、飲食料品、煙草、化粧品、工業薬品、医薬品、切手、プリペイドカード、書籍、スポーツ用品、文具、事務用機器、学習教材、家庭用電気製品、インテリア製品、貴金属、装身具、工芸品、日用品雑貨類、飼料、ガソリン、灯油その他燃料および石油製品の販売
19. コンピュータハードウェア・ソフトウェアの開発、設計、製作	(19) コンピュータハードウェア・ソフトウェアおよびこれに関連する通信、設計、測量等の機器、システムの開発、設計、製作、据付、修理、賃貸借および販売ならびにコンピュータシステムの操作、保守、管理、コンピュータを利用した各種計算事務および教育訓練サービスの受託ならびに情報の処理および提供に関する事業
20. 情報の処理ならびに提供に関する事業	(削除)
21. (条文省略)	(20) (現行どおり)
22. 電気の供給に関する事業	(21) 発電および電気の供給に関する事業
23. (条文省略)	(22) (現行どおり)

(新設)	(23) 海洋石油、ガス、鉱物資源開発に関する鉱業権の取得、売買および賃貸借
(新設)	(24) 高齢者、病人、身体障害者に対する介護事業
(新設)	(25) 試験、検査、測定、調査、分析、解析および評価に関する事業
(新設)	(26) 損害保険代理業および生命保険の募集業ならびに消費生活協同組合法に基づく共済代理店業
(新設)	(27) 福利厚生業務の受託管理業務および一般庶務の受託業務
(新設)	(28) 警備保障、防火防災活動に関する業務、安全衛生に関する業務
(新設)	(29) 各種印刷物の企画、製作、印刷、オフィスオートメーション機器による文書の作成、複写および印刷業務、写真業および商業写真業、コンピュータによる文書その他の情報の入力、加工および保管業務
24. 前各号に掲げるもののコンサルティング業務およびエンジニアリング業務	(30) 前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務
25. 前各号に掲げるものの売買、輸出入、貸借および付帯関連事業	(31) 前各号に掲げるものの売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業
(新設)	2. 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。
第3条～第42条 (条文省略)	第3条～第42条 (現行どおり)
(新設)	附則 第1条および第2条の規定の変更は、平成29年6月28日開催の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決されることおよび上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、平成30年4月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、上記の定款変更の効力発生後、これを削除する。

(注) 現行定款第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数)は、平成29年6月28日開催予定の定時株主総会において、当社株式の併合に係る議案が原案どおり承認可決された場合に、平成29年10月1日をもって変更されることとなります。かかる定款変更の理由及び定款変更の内容につきましては、平成29年5月22日付「単元株式数の変更及び株式の併合並びにこれらに伴う定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会 平成29年6月28日(予定)

定款変更の効力発生日 平成30年4月1日(予定)

以上